

秦野パサデナ友好協会規約

(名称)

第1条 本会は、秦野パサデナ友好協会（以下「協会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協会は、秦野市民とパサデナ市民との親善を深めるため、両市民によるあらゆる交流活動を促進し、もって秦野市民の国際感覚の醸成及び国際平和に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) パサデナ市民との相互交流の促進
- (2) 国際交流に関する事業の実施
- (3) 国際交流の趣旨の啓発と普及
- (4) 都市交流関係団体との協力事業
- (5) 国際交流に関する調査及び研究
- (6) 国際交流に関する各種研修活動の実施
- (7) 秦野市についての海外紹介
- (8) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第4条 協会は、この規約の趣旨に賛同する個人、法人及び団体（以下「会員」という。）をもって構成し、国籍は問わない。

(役員)

第5条 協会に次の役員を置く。

- | | |
|---------------------|-------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 3名以内 |
| (3) 理事（事務局長、会計を含む。） | 20名以内 |
| (4) 監事 | 2名 |

(役員を選出及び任期)

第6条 役員は、総会において選任する。

- 2 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 欠員による補充役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第7条 会長は、協会を代表し、会務の執行に当たる。

- 2 副会長は、会長を補佐して会務を掌理し、会長に事故ある時は、その職務を代理し、会長が欠けたときは、その職務を行う。
- 3 理事は、会長及び副会長を補佐し、会務及び事業の執行に当たる。
- 4 事務局長担当理事は、前項に規定する職務のほか、協会の事務をつかさどる。
- 5 会計担当理事は、3項に規定する職務のほか、協会の経理をつかさどる。
- 6 監事は、協会の経理を監査する。

(名誉会長及び顧問)

第8条 本会に名誉会長及び顧問を置くことができる。

(会議)

第9条 協会の会議は、総会、臨時総会及び、役員会とする。

(総会)

第10条 総会は、会員をもって構成する。

- 2 総会は年1回開催し、必要に応じて臨時総会を開催することができる。
- 3 総会及び臨時総会は、会長がこれを招集する。
- 4 総会において審議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画及び事業報告
- (2) 予算及び決算
- (3) 規約の制定及び改正
- (4) その他役員会が必要と認めた重要事項

(役員会)

第11条 役員会は、第5条に規定する役員をもって構成する。

- 2 役員会は、必要の都度会長が招集する。
- 3 役員会は、総会に付議する事項及び協会の運営に関する基本的事項を審議する。

(部会)

第12条 協会の事業を円滑に実施するため、必要な部会を置くことができる。

- 2 会員は、希望により部会に所属し、部会長は第5条1項3号及び4号の規定する役員から会長が指名する。
- 3 部会は部会長がこれを招集する。
- 4 部会長は部会の協議結果を役員会に報告しなければならない。

(議事)

第13条 総会の議長は、互選により会員の中から選任する。

- 2 役員会の議長には、会長が当たる。
- 3 会議の議事は、出席者の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(経費)

第14条 協会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。

(会費)

第15条 会員は、次の年額会費を納入する。

- | | |
|--------------------|-----------|
| (1) 法人又は団体会員（賛助会員） | 10,000円以上 |
| (2) 役員等会員 | 5,000円 |
| (3) 個人会員 | 2,000円 |
| (4) 家族会員 | 1,000円 |
| (5) 学生及び生徒会員 | 500円 |

- 2 前項第4号の家族会員とは、同項第5号の会員以外で同項第2号又は第3号の会員と同一世帯の者である会員をいう。ただし、役員等の職にある者は、前項第4号の家族会員となることはできない。

(会計年度)

第16条 協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

(事務局)

第17条 協会の事務局は、会長の指定するところに置く。

- 2 会務の円滑な処理を行うため、事務局若干名を置き、会長が任命する。

(弔事)

第18条 協会は、第5条の役員及び第8条の名誉会長及び顧問（いずれも現職）の弔事にあたり、以下の基準により弔意を表すものとする。

- | | |
|----------------------------------------------------------------|-------|
| (1) 役員本人が死亡したとき | 生花等1基 |
| (2) 名誉会長及び顧問本人が死亡したとき | 生花等1基 |
| (3) 上記の他に特に必要と思われる場合は、会長、副会長、事務局長が協議の上、弔事を実施し、役員会で追認を受けるものとする。 | |

(その他)

第19条 この規約の定めるもののほか、協会の運営について必要な事項は、会長が役員会に諮って決定する。

附 則

- 1 この規約は、昭和61年6月8日から施行する。
- 2 第14条の規定にかかわらず、昭和61年度の会計年度の始期は、総会において規約が成立した日とする。
- 3 この規約は、平成3年7月18日から施行する。
- 4 この規約は、平成9年7月12日から施行する。
- 5 この規約は、平成12年3月18日から施行する。
- 6 この規約は、平成23年5月10日から施行する。
- 7 この規約は、平成25年4月26日から施行する。
- 8 この規約は、平成28年4月28日から施行する。
- 9 この規約は、平成29年4月17日から施行する。
- 10 この規約は、平成31年4月2日から施行する。
- 11 第15条第1項第2号に定める役員等会員の年額会費について、時限的に当分の間、2,000円とする。この規約は、令和3年4月1日から施行する。
- 12 この規約は、令和4年5月9日から施行する。